

第4回西知多医療厚生組合議会定例会

会 議 録

令和2年（2020年）11月20日

西知多医療厚生組合議会

令和2年第4回西知多医療厚生組合議会定例会会議録目次

会議録署名議員の指名	6
会期の決定について	6
諸般の報告について	6
一般質問について	6
石丸喜久雄議員	7
1 公立西知多総合病院における新型コロナウイルス感染症患者の 受け入れについて	
2 公立西知多総合病院における新型コロナウイルス院内感染対策について	
3 公立西知多総合病院における産科診療・分娩開始に向けた取組について	
古俣泰浩議員	16
1 新型コロナウイルス感染症による影響について	
渡邊眞弓議員	20
1 開院5年経過の現状について	
2 放射線治療施設について	
3 救急医療体制について	
4 公立西知多看護専門学校について	
令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書について	27
西知多医療厚生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について	28
西知多医療厚生組合健康増進施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定 について	31
令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）	34
令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）	35
令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）	37
令和元年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について	40
令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定 について	43
令和元年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定	

について	45
令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	46
令和元年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	48
令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について.....	50

令和2年第4回西知多医療厚生組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和2年(2020年)11月20日 午前9時30分
- 2 招集場所 西知多医療厚生組合議場
- 3 応招議員(14人)

1番 田中雅章	8番 伊藤清一郎
2番 川崎一	9番 泉清秀
3番 佐藤友昭	10番 林正則
4番 加藤菊信	11番 古俣泰浩
5番 富田博巳	12番 渡邊眞弓
6番 今瀬和弘	13番 夏目豊
7番 石丸喜久雄	14番 竹内慎治
- 4 不応招議員 なし
- 5 開閉の日時

開会 令和2年(2020年)11月20日 午前9時30分	
閉会 令和2年(2020年)11月20日 午後1時20分	

第1日 (11月20日)

1 出席議員(14人)

1番	田中雅章	8番	伊藤清一郎
2番	川崎一	9番	泉清秀
3番	佐藤友昭	10番	林正則
4番	加藤菊信	11番	古俣泰浩
5番	富田博巳	12番	渡邊眞弓
6番	今瀬和弘	13番	夏目豊
7番	石丸喜久雄	14番	竹内慎治

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	宮島壽男	副管理者	鈴木淳雄
副管理者	立川泰造	副管理者	佐治錦三
代表監査委員	小幡勇次	会計管理者	辻聡子
[総務部]			
総務部長	平岩資久	総務課長兼 衛生センター所長	佐々木美喜子
建設課長	浅井紀克		

[公立西知多総合病院]

院長	吉原基	病院事務局長	後藤輝夫
病院事務局次長兼 医事課長	坪井信治	管理課長	阿知波晋
管理課課長兼 経営戦略室長	澤田和典	管理課課長兼 人事管理室長	和田真貴
医事課課長兼 地域医療連携室長	守山直宏	医事課課長兼 健診センター課長	小林智里
医療情報課長	山田淳一郎	医療情報課課長兼 診療情報管理室長	杉山誠一

[看護専門学校]

看護専門学校長 竹内 晴子 庶務課長 中田 昭夫

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監 天木 倫子 清掃センター所長 小笠原 尚一

[知多市]

健康部長 森下 剛 環境経済部長 安永 明久

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

事務局長 竹内 忍 書記 安井 愛子

書記 久野 真弘

6 議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4		一般質問について
5	報告3	令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書について
6	1 1	西知多医療厚生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
7	1 2	西知多医療厚生組合健康増進施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について
8	1 3	令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）
9	1 4	令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）

1 0	1 5	令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）
1 1	認定1	令和元年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について
1 2	認定2	令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
1 3	認定3	令和元年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
1 4	認定4	令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
1 5	認定5	令和元年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について
1 6	認定6	令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(11月20日 午前9時30分 開会)

議長 (田中雅章)

それでは、皆さんおはようございます。本日は、早朝より御多忙の中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

それでは、第3回臨時会にて、新型コロナウイルス感染対策として出席者を制限いたしました。今回、初めて出席する理事者には、自己紹介をしていただきます。お手元の名簿の氏名欄の後ろに印がついておりますので、御確認ください。

それでは、名簿の順番に従いまして、小幡勇次代表監査委員から自己紹介をお願いいたします。

①理事者側 (会計管理者、代表監査委員)

組合職員 (病院、看護専門学校)

②オブザーバー 東海市 (健康福祉監、清掃センター所長)

知多市 (健康福祉部長、環境経済部長)

議長 (田中雅章)

ありがとうございました。現在の出席議員は14人でございます。定足数に達しております。会議は成立いたします。

ただいまから、令和2年第4回西知多医療厚生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者 (宮島壽男)

皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和2年第4回西知多医療厚生組合議会定例会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」をはじめ、12件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 (田中雅章)

ありがとうございます。

それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（田中雅章）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、5番 富田博巳議員、13番 夏目豊議員を指名いたします。

議長（田中雅章）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第3「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和2年7月分及び8月分の例月出納検査結果報告及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率についての報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（田中雅章）

続きまして日程第4「一般質問について」を議題といたします。

配付いたしました一般質問通告一覧の順序に従い、質問をしていただきます。

なお、質問時間は、質問、答弁、要望を含め、1人30分以内ですので、よろしくお願いいたします。

残り時間の表示につきましては、25分を経過するまでは5分刻みで表示し、5分を切った時点からは1分刻みで表示し、残り時間がなくなりますと、卓上ベルで

お知らせいたします。

それでは、一般質問に入ります。7番、石丸喜久雄議員の発言を許します。

7番（石丸喜久雄）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、罹患された皆様、生活に影響を受けられた皆様に心から御見舞いを申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の最前線で、患者お一人お一人に寄り添い、奮闘いただいております医療従事者をはじめ、御関係の皆様々に心から敬意と感謝を申し上げます。

質問事項1、公立西知多総合病院における新型コロナウイルス感染症患者の受入れについて質問します。

新型コロナウイルス感染症は、国内では今年1月16日に感染者が初めて確認され、3カ月後に1万人を超えました。新規感染者は5月から6月にかけて減少したものの、7月に再び増加、その後は微増傾向となりましたが、11月に入ってから全国的に急増し、1日当たりの感染者数は連日過去最多を更新しています。

昨日は、新たに2,385人の感染者が確認され、2日連続で過去最多を更新し、累計で12万5,837人になりました。引き続き冬に向け、感染の急拡大が懸念されているところです。

愛知県での新規感染者数の状況も全国の状況と同傾向で推移し、昨日、過去最多の219人が確認され、累計は8,264人になりました。そのうち東海市では121人、知多市でも114人の感染者が確認されております。

このような中であって、公立西知多総合病院においても入院治療を必要とする東海市民及び知多市民の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れ、治療していただいていると聞き及んでおります。

新型コロナウイルス感染症の第1波では、医療機関の体制が逼迫し、いわゆる医療崩壊が起きるのではないかと懸念されましたが、現場の医療従事者をはじめとする関係者の皆様の懸命の努力のおかげで、医療崩壊は回避できました。

一方で、医療機関の経営状況は悪化しました。新型コロナウイルス感染症の患者を積極的に受け入れた病院の8割以上が赤字となるなど、コロナ患者の治療に積極的に取り組んでいる病院ほど苦境に陥っています。

これはコロナ患者のための病床を確保することで、入院患者を減らさざるを得なくなつたことに加え、通常の診療体制の縮小や、院内感染を警戒して受診を控える患者が増えたことが大きな要因とされています。

そこでまず、以下2点質問します。

質問要旨1、新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床数と、これまで受け入れた患者数及び治療の状況はどのようなようであったか。

質問要旨2、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた大半の病院で外来患者減少等の影響が出ている。経営状況が悪化したと言われているが、本院における状況はどのようなようであったかお伺いします。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、患者が法に掲げる医療、感染症指定医療機関において受けた場合は、感染症指定医療機関は当該費用を都道府県に請求するとしています。

一方、同法に掲げる医療、感染症指定医療機関以外の病院または診療所において受けた場合は、これに要した療養費を都道府県が患者等に支給するとしており、患者は一旦かかった費用を負担し、事後に都道府県に請求して支給を受けることになっています。

しかし、厚生労働省は令和2年5月26日、新型コロナウイルス感染症の入院患者数の増加等を踏まえ、令和2年6月1日から同法第42条の規定に基づく療養費の支給について、都道府県から患者等への療養費支給に代えて、患者本人に対し、指定外医療機関において現物給付を行うとともに、指定外医療機関に対し、都道府県から当該医療費の額を交付することも可能とするとの通知を発出しています。

そこで、質問要旨の3点目。厚生労働省は、令和2年6月1日から新型コロナウイルス感染症患者の療養費について、指定外医療機関においても現物給付する運用を認めているが、本院ではかかった費用を患者が一旦支払わなければならないと聞き及んでいる。実態はどのようなようであるか、お伺いします。

今、日本全体で危惧されているのが、これから冬に向けての新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行です。同時に流行してしまえば医療機能が逼迫してしまう可能性が高いことから、同時流行への備えに万全を期さなければなりません。また、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは症状が非常に似ているため、迅速に的確な検査を受けることができなかつた場合、必要な治療ができずに

重症化してしまうという可能性も少なくありません。国及び県は、地域の医療提供体制の維持・確保、発熱患者がかかりつけ医等に相談し、診療・検査を受けられる体制を整備していますが、その上で本院としての備えはどのようにしているのでしょうか。

そこで、質問要旨の4点目。これから冬に向けて、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されているが、本院における対策はどのようなものであるかお伺いします。

次に、質問事項2、公立西知多総合病院における新型コロナウイルス院内感染対策について質問します。

全国各地で病院内での新型コロナウイルス感染並びにクラスター発生が散見されます。この近辺でも8月に名古屋市緑市民病院で、9月に半田市民病院で院内感染、クラスターが発生しております。

厚生労働省は7月31日、全国の医療機関など関係者に事務連絡「医療機関における院内感染対策のための自主点検等について」を発出し、具体例を示して注意を呼びかけています。

そこで、質問要旨の1点目。新型コロナウイルスの院内感染が発生しないよう、また、発生した場合に備えての院内対策（感染防止策、感染拡大防止策）の自主点検及び事前の訓練、シミュレーションの実施状況はどのようなものであるかお伺いします。

絶対にあってはならないことですが、万が一、公立西知多総合病院でクラスターが発生した場合、医療従事者が濃厚接触者として隔離され、診療を休止せざるを得ないケースが起こるかもしれません。市民への医療提供に遅滞を招く事態になることがないように、診療応援等を行うバックアップ体制を構築しておく必要があると考えます。

そこで、質問要旨の2点目。院内でクラスターが発生し、診療を休止しなければならない場合に備えての他医療機関との連携や支援体制の構築に向けた取組はどのようなものであるかお伺いします。

最後に、質問事項3、公立西知多総合病院における産科診療・分娩開始に向けた取組について質問します。

本院は、平成27年5月1日の開設以来、産科診療・分娩の開始が、いまだに実施できない状況が続いています。このことについては、組合議会定例会において、

これまで何度も一般質問で取り上げられ、その答弁では「分娩開始を最重要課題としており、できるだけ早い時期に医師を確保し、分娩開始を目指していく」とされています。

東海市では、毎年およそ1,000人の新生児が誕生していますが、御存じのとおり、平成26年10月以降、市内において分娩を行える施設が全くないという状況が続いています。

公立西知多総合病院では、このたび新任の吉原院長を迎えることができました。吉原院長は病院ホームページの新任病院長挨拶の中で、次のように述べられています。「これからの10年は国の地域医療構想という政策で医療の在り方が大きく変わることが予想されます。何でも行う地域の中核病院ではなく、近隣の医療機関と協力して役割分担をするというように、考え方を変えていかななくてはなりません。その中で当院は、高度で専門性の高い医療を行う急性期医療と地域に不足している医療を担う役割を果たし、地域の住民の皆さんや医療機関から信頼される病院にならなくてはなりません」と。公立西知多総合病院には、地域で不足している「産科診療・分娩」を一日も早く実施できるようにしていただきたいことを強く要望し、質問します。

質問要旨の1、本院開設以来、産科診療・分娩を開始できない状況が続いているが、分娩開始に向けた取組の現状及び今後の計画がどのようなものであるかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

以上です。

管理者（宮島壽男）

石丸喜久雄議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「公立西知多総合病院における新型コロナウイルス感染症患者の受入れについて」でございますが、新型コロナウイルス感染症は、本年2月7日に感染症法の指定感染症に指定されましたが、公立西知多総合病院ではいち早く、2月17日に帰国者接触者外来を開設し、感染症が疑われる患者の外来受診、検体採取を始めました。2月28日には8階西病棟をコロナ専用病棟に転用し、入院患者の受入体制を整備いたしました。

健診センターを4月中旬に一時閉鎖し、センターの設備を利用して発熱外来を開設するとともに、感染の第1波が落ち着いてきた7月初旬には、院外にプレハブを

建てて発熱外来専用のスペースを設けております。7月27日には、国から重点医療機関の指定を受け、知多半島におけるコロナ対策の拠点となっております。

昨日の愛知県内の感染者数は219人と過去最高となり、県独自の警戒レベルも再び厳重警戒となりました。新型コロナウイルス感染症については、感染拡大の局面に応じて、これまで以上に迅速かつ適切に対応する必要があると考えております。各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び事務局長から答えさせますのでよろしくお願いいたします。

病院事務局長（後藤輝夫）

質問事項1、「公立西知多総合病院における新型コロナウイルス感染症患者の受入れについて」の1点目、「新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床数とこれまで受け入れた患者数及び治療の状況について」でございますが、当院では2月28日から8階西病棟を新型コロナウイルス感染症の専用病棟として運用しておりますが、院内感染を防止するためにも、疑陽性も含め、患者は個室で治療しております。このため、受入可能病床数は感染患者用10床、疑陽性患者用16床となっております。

コロナ感染が再び拡大した7月中旬には、県の要請を受け、一時的に感染患者用を16床まで拡大するなど、感染対策を講じた上で柔軟に対応しております。このほか、重症患者用にICUの1室を使用することができます。

次に、これまで受け入れたコロナの疑いのある外来患者数は、帰国者接触者外来を開設した2月から10月末までの9カ月で、帰国者接触者外来280人、救急外来1,489人、発熱外来584人、一般外来274人の計2,627人となっております。

患者の治療の状況についてですが、入院については主に中等度までの患者を受け入れており、10月末までに81人の患者を受け入れました。治療薬は厚生省が新型コロナウイルス感染症治療薬として認めているレムデシベル、デキサメタゾンのほか、治験薬のアビガン、特定臨床研究用のフサン等を使用しており、人工呼吸器、気管挿管等の治療も行っております。

なお、当院には重症呼吸器不全患者に対する体外式膜型心肺（エクモ）が1台整備されておりますが、現在のところ治療実績はございません。

次に2点目、「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた大半の病院で、外来

患者数減少等の影響が出て、経営状況が悪化していると言われていたが、本院における状況はどのようであったか」でございますが、愛知県公立17病院の本年度の第一四半期外来患者数はマイナス14.6%、入院患者数はマイナス15.4%となっております。4月から10月までで見ますと、当院の外来患者数は、小児科、耳鼻咽喉科等の受診控え、地域医療機関の紹介件数の減、救急車搬送件数の減等により、7カ月間で対前年度比6.1%の減の10万4,149人となりましたが、外来収益は前年度に比べ4,519万円増加して、16億7,975万円となりました。入院患者数は6万8,778人で、前年度に比べ450人増加し、対前年比0.7%の増となりました。なお、昨年度は4月から3カ月間、消化器内科の常勤医師が不在のため大幅に減収でしたが、消化器内科医を採用した7月から10月でも対前年度比0.7%の増となっており、入院収益は小児入院医療管理料4など上位の施設基準の取得や新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的加算などから、収益は前年度に比べ2億2,677万円増加し、39億8,159万円となっております。

一方、健診センターでは、県の緊急事態宣言発出に伴い、4月13日から5月31日までの31日間、健康診断業務を中止したことから受診者数が前年度に比べ4,343人減少し、収益も7,596万円減少しました。

次に3点目、「新型コロナウイルス感染症患者の療養費について」でございますが、当院は常滑市民病院などのように感染症指定病院に指定されていませんが、8階西病棟で新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れております。

厚生労働省健康局結核感染症課通知で、感染症指定医療機関以外の病院で新型コロナウイルス感染症の診療費を現物給付する場合は、県知事が患者から書面で同意を得た場合に限り、所轄保健所から病院に対し現物給付の依頼をすることができます。

この同意の取得は、患者が退院した後に行われるため、退院時に診療費が未収金となり、同意が得られない場合などは回収が困難になるおそれがあるため、当院では患者に一旦診療費をお支払いいただき、その後、県から償還払いを受けていただくという運用をしております。

しかしながら、患者から現物給付に関する要望もあり、運用を見直し、令和2年9月から入院された患者については現物給付の運用に変更しました。

なお、9月以前の入院患者につきましても、個別相談のあった場合は所轄の保健所と調整の上、現物給付の対応をさせていただいております。

次に4点目、「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に対する対策について」でございますが、厚生労働省は県に対して、9月4日付「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備」で、かかりつけ医等の「診療・検査医療機関」の指定と、その情報のホームページによる周知について通知するとともに、土日・休日の夜間に発熱患者等が相談先や受診先に迷うことがないように、保健所と県の委託施設に受診・相談センターを設置し、看護職員が電話で「適切な医療機関を案内、家庭内での感染対策、受診の留意事項」などを指導する体制を整備するよう通知しました。

また、疑い患者の診察・検査を担う医療機関が十分に増加した場合は、地域の基幹病院等は入院治療に専念するなど、地域における医療機関の役割分担の再検討も求めています。指定申請期限は第1次締切りが10月10日、第2次締切りが10月末で、その後は随時受け付けることとなっておりますが、現時点で東海市の医療機関のうち、自院患者のみを受け入れる診療所が13施設、他院からの紹介患者も受け入れる施設が5施設、県のホームページで公開可が2施設、知多市の医療機関では自院患者のみが9施設、他院からの紹介も受け入れる施設が6施設、県のホームページ公開は0件となっております。

当院は現在、救急外来、発熱外来等の外来患者を受け入れるとともに、知多半島の入院医療機関としての役割を担っております。現時点では、診療・検査医療機関、受診・相談センターの指定は受けておりません。

しかしながら、地域医療を支える公立病院として、診療・検査医療機関、受診・相談センターについては11月26日から開設の方向で調整を進めております。

質問事項2、「公立西知多総合病院における新型コロナウイルス院内感染対策について」の1点目、「新型コロナウイルスの院内感染が発生しないよう、また、発生した場合に備えての院内対策等について」でございますが、感染防止策として来院者や外来患者には入館時の体温測定、手指衛生及びマスクの着用、入院予定の患者には人と接する場合や病棟から出る場合のマスクの着用、予定手術・検査が必要な患者には、入院2週間前からの不要不急の外出自粛、3密を避ける健康観察をお願いしております。

また、入院時のトリアージで発熱のあった患者や発熱で紹介された患者は、他の患者と動線を分けて発熱外来や救急外来で診察しています。特に、肺炎症状のある患者が入院する場合は、他の患者と動線を分けて、一旦8西病棟疑似症エリアに入院し、併せてPCR検査を実施しています。また、肺炎がなく、感染症疾患で入院される患者には、外来や救急外来で抗原検査を実施し、陰性を確認した後、入院いただいております。また、緊急事態宣言も解除されておりますが、面会禁止を継続しております。

職員には、出勤前に毎日健康チェックを行い、体調不良時は無理な出勤はせず所属長に報告すること、勤務中はマスクの着用の徹底や、マスクが着用できない患者と接する際は、マスクに加え、ゴーグルまたはフェイスシールドを着用すること、休憩時間もできるだけずらして取ること、食事中の会話を慎むことなど、3密を避ける行動を心がけるよう指導しています。

多数の病院で院内感染が報告される中、当院では院内感染が発生していませんが、万が一、院内感染が発生した場合、濃厚接触者等関係職員への検査の実施や自宅待機措置のほか、状況に応じて、関係診療科の外来診察や救急診療の中止なども考えられますが、保健所の指導の下、院長が対応範囲の決定を行い、施設の消毒等対応することとしております。

なお、院内感染の状況により、対応が異なることなどから、事前の模擬訓練等は行っておりませんが、4月中旬の休日夜間に入院患者の疑似患者が発生した際、幸いこれにつきましては県の衛生研究所の検査ミスでしたが、その際には、院長を中心に対策会議を招集し、濃厚接触の可能性のある医師・看護師の洗い出し、保健所への状況報告、濃厚接触者のPCR検査の実施等を経験しております。

次に2点目、「院内クラスターが発生し、診療を休止しなければならない場合に備えての他医療機関との連携や支援体制の構築に向けた取組について」でございますが、現在まで当院では院内感染は発生しておりませんが、昨今の感染拡大状況から、いつ当院で発生しても不思議ではありません。院内感染が発生した場合には、直ちに院長が緊急対策会議を招集し、対応マニュアルに基づき濃厚接触など感染状況を把握し、救急医療、外来、病棟への影響を具体的に検討するとともに、保健所の指導の下、診察継続の可否を判断し、関係機関へ周知、他院への協力依頼をすることとなっております。感染状況の拡大などの変化に応じて、院内の緊急対策会議

で各局面ごとに対策等を決定する必要がある、事前に他医療機関との連携や支援体制の構築についての具体的な協議は行っておりません。なお、毎日、知多半島医療圏の4病院と半田・知多保健所と患者の入院状況の情報を共有するとともに、ウェブ会議での環境を整備し、情報交換を行っております。引き続き、院内感染を防止するため、職員一丸となって感染予防の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

院長（吉原 基）

質問事項3、「公立西知多総合病院における産科診療・分娩開始に向けた取組について」の1点目、「本院開院以来、産科診療・分娩を開始できない状況が続いているが、分娩開始に向けた取組の現状及び今後の計画はどのようなものであるか」でございますが、本年4月に産婦人科医師1名及び後期研修医1名が小児科を専攻したことで医師が増員できました。十分とは言えませんが、分娩の取扱いが可能な状況ができてまいりました。

分娩開始におきましては、安全性を第一に持続可能な体制を構築していく必要があります。8月に産婦人科医師と小児科医師を中心に、助産師等を含めた分娩準備委員会を立ち上げました。人材・体制・設備面等における問題点の洗い出しを進めております。

この中で、緊急帝王切開等が発生した場合の対応では、院内の協力体制、関係診療科の課題等を明確にしていくため、産婦人科を中心に現在シミュレーションを実施するほか、近隣の医療機関とバックアップ体制について検討しております。

今後の計画でございますが、そうした問題点や課題を整理し、安全性、持続可能な体制ができ次第、開始してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（田中雅章）

石丸議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

7番（石丸喜久雄）

それぞれ丁寧な答弁ありがとうございました。

再質問、要望ございません。よろしく申し上げます。

議長（田中雅章）

以上で、石丸喜久雄議員の一般質問を終わります。

続きまして、11番、古俣泰浩議員の発言を許します。

11番（古俣泰浩）

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

質問事項1、「新型コロナウイルス感染症による影響について」、5点の質問要旨で通告をいたしました。質問要旨の1番目、「感染症患者の受入れの状況について」及び2番目、「入院・外来患者数の影響について」は、今ほどの石丸議員への答弁で十分理解ができましたので、答弁は省略していただいております。

通告の質問要旨の3番目、「医療従事者等への対応について」からお伺いをさせていただきますので、答弁よろしくお願いたします。

新型コロナウイルス感染症の出現以来、いまだ終息の兆しが見えぬ中、今日まで最前線でコロナと戦い続けている医師・看護師等の医療従事者の方々が、肉体的・精神的な負担が増大し、そのサポート体制の構築が急務となっているとの報道が先日ありました。新型コロナウイルス感染症の出現で医療従事者の方々は、当初は自分自身の感染予防のための資機材の不足による不安、また、患者さんの感染予防に伴う業務量は増大したにも関わらず、人員の補充等はないことによる肉体的な疲弊に加え、病院関係者に対する差別的な言動や不当な扱いとを感じる体験で、多くの方が精神的なストレスにさらされていると指摘をされていました。

先月、10月23日に大阪府が医療従事者らに精神状態を尋ねるアンケートを実施し、回答を専門的に分析したところ、回答者1,200人の約1割が鬱症状を有しているとの結果を取りまとめたとのことでした。その主な原因としては、職場でのメンタルヘルスの情報共有が「十分共有されているとは思わない」と回答した人が半数以上いることに加え、院内外においての差別的な言動や扱いを受けていること、例えば、「看護師の子供が保育園から預かりを拒否された」、「子供のスポーツ少年団活動で病院勤務の保護者の児童が参加を遠慮するように言われた」、「配偶者が出勤停止になった」等々の回答が寄せられております。

こうした長期にわたる業務量増大に伴う疲労の蓄積とともに、病院関係者やその家族に対する差別や不当な扱いが職場や生活環境において大きなストレスとなっている現状がうかがわれます。医療従事者の方々がストレスで仕事を離脱せずに、仕事と家庭生活を両立できるメンタルケア体制を整えた職場環境を早急に整備するこ

とが必要だと考えております。

そこで、お伺いをいたします。質問要旨の3番目、医療従事者への対応について、伺います。

次に4番目、経営に対する影響について伺います。

平成27年5月の開院依頼、当議会におきまして、私を含めて多くの議員から健全経営の実現や経営の安定に対する質問をしてまいりました。例えば、公立西知多総合病院改革プランを策定した平成29年の11月定例会で、当時の島崎議員の「2020年度における経常収支の黒字化及び構成市の一般会計からの繰入金の縮小が経営健全化計画の核である。開院後2年半経過した時点での課題と評価について」という質問に対して、「公立西知多総合病院改革プランの基本理念・基本方針に基づく取組項目に従って、各部署で成果指標に対する行動計画を策定し、進捗管理を行います。今後、2020年度の経常収支黒字化及び構成市の一般会計からの繰入金の減少を達成するため、全職員が力を合わせて努力してまいります」との答弁がありました。

また、昨年11月定例会の私の「平成32年度経常収支黒字化の見通しについて」の質問に対しては、「医師確保の状況から実現は厳しく、現時点での黒字化の見通しはついていない」との答弁でありました。

いずれの答弁からも公立西知多総合病院改革プランに明記してある今年度末における経常収支の黒字化及び構成市の一般会計からの繰入金の縮小は厳しい状況にあると認識いたしておりますが、さらに今後は中長期にわたり、新型コロナウイルスの経営への影響が懸念されます。

そこで、質問要旨の4番目、「経営に対する影響について」をお伺いいたします。

質問要旨の5番目は、「ウイズコロナと言われる時代への対応」です。我が国の医療提供体制は、国内の65歳以上高齢者人口がピークを迎える2040年を展望し、当面の医療需要の増加と、その先の緩やかなピークアウトを前提として改革が進められてきました。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を通して、様々な課題が浮き彫りになったと考えます。いまだ見通しのつかないウイズコロナと言われる時代から、終息時のアフターコロナを迎えるしばらくの期間は、今後も常に感染症の脅威を念頭に置いた医療体制を構築していかなければならないと考えます。例え

ば、対面だけではなく電話相談体制やオンラインを活用した遠隔状況管理手法の導入や、無症状・軽症者の受入体制の整備、さらにはパンデミック時、非常時の緊急人材確保体制の整備についても早急に検討が必要と考えております。

そこで、今後のウイズコロナと言われる時代への対応についてお伺いし、質問を終わります。

管理者（宮島壽男）

古侯泰浩議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「新型コロナウイルス感染症による影響について」でございますが、新型コロナウイルス感染状況、新型コロナウイルスに関する医学的見地の蓄積、インフルエンザ流行に備えた体制整備など、公立西知多総合病院を取り巻く環境は大きく変化しており、これらの課題に臨機応変な対応が求められております。各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び事務局長から答えさせますので、よろしく願いいたします。

病院事務局長（後藤輝夫）

質問事項1、「新型コロナウイルス感染症による影響について」の3点目、「医療従事者等への対応について」でございますが、新型コロナウイルス感染症患者の受入開始時には、院内感染拡大防止の観点から対応部署・対応職員を限定的に絞って、感染患者や疑似症患者対応に当たらせましたが、そうした部署の職員には感染防止対策も手探りの状態の中で「院内感染を絶対しない・させない」という極度の緊張やプレッシャーがかかっている状態で行ってまいりました。その対応として、感染患者等受入開始の1カ月後にメンタルヘルスのセルフチェックを実施し、ストレス値の高い職員を対象にして、外部委託しているカウンセラーによる個別カウンセリングを実施いたしました。なお、お話のありました院内外における差別的な言動や扱いを受けている事例につきましては、当院では報告を受けておりません。

現在では有効な感染防止対策が定着したこともあり、過度な緊張状態は解消されているものと捉えておりますが、カウンセラーによるカウンセリングはいつでも受けられる状態を整えております。また、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策業務に関しまして、国における防疫手当の支給状況に鑑み、当該業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当の1つとして防疫手当を支給しております。

最後に、職員の感染対策に必要なマスク等の備蓄状況につきましては、患者の受

入開始時には、かなり逼迫した状況にあり、東海・知多市から寄付等でしのいでおりましたが、現在は国の優先配分も含め、サージカルマスクは372日分、N95マスクは268日分、長袖ガウン582日分、フェイスシールド133日分を備蓄しております。

次に4点目、「経営に対する影響について」でございますが、新型コロナウイルス感染症の専用病棟として運用しております8階西病棟の入院収益は、本年4月から10月までの7カ月間で6,723万円と前年度に比べ2億4,767万円減少しました。

国は、新型コロナウイルス感染症の専用病棟の病床を確保する観点から、新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業として、空床補償制度を設けており、4月から9月までの6カ月分として8億円強の国庫補助金の交付がありました。

今後も新型コロナウイルスの発生状況によっては、患者の受診控え等により、当初予算と比較して大幅な減収が予想されますが、新型コロナウイルス感染症に対応する空床補償制度や院内感染防止の設備整備事業である救急・周産期・小児医療体制確保事業などの各種補助金を積極的に活用してまいります。さらに経営への影響を最小限に抑え、地域の住民の皆様により質の高い医療を提供するため、医師の確保について、引き続き大学医局に働きかけていきます。併せて地域の中核病院として十分な人員・設備等を備えることで、専門的な急性期医療を提供できる機能や地域の医療機関との連携体制を強化することにより、総合入院体制加算3を取得するとともに、夜勤帯への手厚い看護補助員の配置をすることで、夜間100対1急性期補助体制加算など、新規及び上位施設基準の取得に取り組み、経営の安定を図ってまいります。引き続き、知多半島北西部の基幹病院としての使命を果たすべく、職員が一丸となって感染防止、経営への影響の回避に努めてまいりますのでよろしく申し上げます。

以上でございます。

院長（吉原 基）

次に5点目、「ウイズコロナと言われる時代への対応について」でございますが、正しい知識に基づいて正しく恐れる、このことが重要と考えます。

第1波のときは、世界中が初めてののことに対応しており、知識も経験もない漠然と恐れ、過剰な対応や不十分な対応が見られました。第2波では第1波で得られた

知識と経験を基に、対応する場所、勘どころがかなり分かってきました。

そのおかげで院内感染を起こすことなく、一般診療のレベルもほとんど落とすことなく続けながら、コロナ患者の受入れも積極的に行うことができました。

ただし、これは先ほどからありますように職員の努力によるところも大きく、かなり負担が蓄積してきていることも確かです。全国的にもコロナ患者の受入れの多くを公立病院が担っています。これは採算を度外視しても地域住民のために役に立とうという意思の表れと考えます。

当院も公立病院としての役割を第一に考え、住民のために正しいと思われることを誠実に行っていこうと考えています。感染をゼロにすることは理論上不可能です。感染の発生を極力抑えながら、もし起きた場合でも広がりをも最小限にすることが大切と考えています。それには、感染流行の段階に合わせた新たな対応も必要で、住民や行政の協力も不可欠と考えていますのでよろしくお願いします。

なお、電話による診療は慢性疾患等で当院に定期的にかかっておられる患者さんで病状が落ち着いている方に関しては、事前申し込みにより4月14日から実施しております。また、先ほどからありましたように発熱者の電話相談につきましては、来週11月26日から実施することが決まりました。

以上でございます。

議長（田中雅章）

古侯議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

11番（古侯泰浩）

結構です。

議長（田中雅章）

それでは、以上で、古侯泰浩議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番、渡邊眞弓議員の発言を許します。

12番（渡邊眞弓）

議長のお許しをいただきましたので、先の通告に従いまして4項目質問させていただきます。質問事項1は「開院5年経過の現状について」です。以下、3点お尋ねいたします。

1点目、「新任の病院長就任の公立西知多総合病院における思いについて」、お伺いいたします。西知多総合病院は平成27年、2015年の5月1日に東海市民

病院と知多市民病院を統合し、急性期医療の中核病院として開院いたしました。また、DMATを併せ持つ災害拠点病院としての役割もあり、地域の皆様にとって安心安全な病院をと願っております。

本年度4月より浅野前院長の後任に吉原新院長が御就任されました。吉原院長、御就任おめでとうございます。吉原院長におかれましては、はや半年が過ぎましたが、御就任直後から新型コロナウイルス感染症への対応で大変な日々を御活躍いただいております。4月御就任時における御挨拶では、ホームページで拝見させていただきましたが、改めて吉原院長のお言葉をお伺いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

2点目は、公立西知多総合病院改革プラン、これは平成29年度から平成32年度についてです。平成27年に総務省が策定した新公立病院改革ガイドラインに基づき、地域の中核病院として安心安全な医療、果たすべき役割、そのために必要な医療の質の向上、経営の健全化などの取組の道筋として、平成29年3月に公立西知多総合病院改革プランが策定されました。

毎年、点検評価がされたものの報告を拝見させていただいておりますが、今年度で終了年度となっておりますが、今後のこの計画についてお伺いしたいと思います。

3点目は、新型コロナウイルス感染症について、これは病院側から市民に対してのアドバイスをお伺いしたいと思います。新型コロナウイルス感染症については、このところ再び増加しております。これからも冬場に向けて拡大する懸念も持っておりますので、病院側から市民に対してのアドバイスをお伺いしたいと思います。

質問事項2は、「放射線治療施設について」です。昨年4月に運用を開始され、1年半たった今の現状と課題についてお伺いしたいと思います。

続きまして、質問事項3は、「救急医療体制について」です。地域の医療支援病院としての役割の中の救急対応について、現状と課題についてお伺いしたいと思います。

質問事項4は、「公立西知多看護専門学校について」、以下2点お伺いしたいと思います。

1点目は、新型コロナウイルスによる影響について、お聞きいたします。

2点目、今後の課題と対応について、お伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。御答弁、よろしくお願い申し上げます。

管理者（宮島壽男）

渡邊眞弓議員の御質問にお答えいたします。

質問事項1、「開院5年経過の現状について」でございますが、開院から6年目に当たる令和2年度に吉原先生を新院長に迎え、コロナ禍の中、救急医療、災害医療などに加え、高度で専門的な急性期医療、地域に不足している医療を積極的に担い、地域の住民や医療機関から信頼される病院づくりをお願いいたしました。各質問事項に対する答弁につきましては、院長及び事務局長等から答えさせますので、よろしくをお願いいたします。

院長（吉原 基）

質問事項1、「開院5年経過の現状について」の1点目、「新任院長就任の公立西知多総合病院における思いについて」でございますが、私は病院の財産は建物でも医療機器でもなく、そこで働く人だと考えています。まずは職員が生き生きとしていること。次に職員みんながプロ意識を持つこと。最後にその職員がチーム医療を相手の立場に立って遂行することが大切です。元気でプロフェッショナルな職員が有機的につながれば、これ以上の病院はないと思います。「全ては患者さんのために」を合い言葉に、このような環境を整えることが私の使命と考えております。

現在の最優先課題はコロナ対応ですが、幸い職員の努力により今の感染状況であれば対応はできています。残念ながら、コロナ感染症は当分終息することは考えられませんので、並行してそれ以外のことも進めていかななくてはなりません。

救急外来における救急車不応需率を下げるために、原因を調べて対策を考えています。また、分娩の開始に向け、準備委員会を立ち上げ、検討を進めていきます。がん診療の充実を図りたいとも考えており、私の専門分野である乳がん治療に関しては、週5日、毎日乳腺外来を開設しました。いずれも人的資源のさらなる拡充が必要であり、これが私の重要な役割と考えています。

将来の病院の在り方については、国の方針として地域医療構想の推進があり、病院の役割分担が求められています。今回のコロナ感染症で半田病院の院内感染が起こり、受入患者が制限された際、当院がバックアップ機能を果たしました。この経験から、集約化は必要ですが、1か所に集約するのは危険で、必ずバックアップが必要だということを学びました。このことを生かして地域医療構想を進めていきたいと思っています。

以上です。

病院事務局長（後藤輝夫）

次に2点目、「公立西知多総合病院改革プランは今年度で終了となっているが、今後の計画について」でございますが、現行の改革プランは総務省通知による「新公立病院改革ガイドライン」により「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」、「経営の効率化」など4つの視点に沿って策定しました。

平成30年2月に病院機能評価認定病院となり、その後も地域医療支援病院の承認、緩和ケア病棟の開設、がんの放射線治療開始など、医療機能の充実化と医療の質の向上など一定の成果を上げることができましたが、経常収支の黒字化については大変厳しい状況にあります。

今後の計画につきましては、昨年1月時点では厚生労働省が地域医療構想調整会議の議論を踏まえ、本年夏頃をめどに「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、公立病院に令和3年度以降の改革プランの策定を要請する予定でした。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域の実情を踏まえた公立病院の果たすべき役割など、公立病院を取り巻く環境が大きく変化しました。

厚生労働省では、地域医療構想に関する取組の進め方について整理の上、現行のガイドラインの改定等を含む同ガイドラインの取扱いについて改めて示すことになり、次期改革プランの策定期限が事実上延期されました。

なお、今後、本年度が最終年度となります現行の改革プランの達成状況の確認及び課題の整理等を行い、具体的な目標設定の見直しなど、次期プランの策定に備えて取り組んでまいります。

次に3点目、「新型コロナウイルス感染症について、病院側から市民に対してのアドバイスについて」でございますが、皆様も既に実施していただいているところですが、感染予防には、密集・密接・密室の3密を避けること、こまめな手洗い、部屋の換気、せきエチケットなどが奨励されており、新型コロナウイルスの感染症対策分科会から感染リスクが高まる5つの場面などの具体的提示があります。

1月中旬に日本で初めて新型コロナウイルス感染が確認されてから今日まで、医学的知見も多く蓄積されております。新型コロナウイルスへの対応については、厚生労働省など最新の正しい情報を基に、正しく恐れ、対応することが重要と考えております。発熱など感染が心配な時、まずはかかりつけ医や保健所に電話相談をし

てください。

当院のホームページのトップページには、「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」として、受診時の注意事項などが掲示されております。また、令和2年10月から知多メディアスとの共同企画として、「健やかインフォメーション～Withコロナを健やかに過ごす～」を放送しています。この企画は令和3年3月まで、毎月当院の感染対策室の看護師や呼吸器内科の医師がコロナ禍において日常で気をつけるべきことについて情報発信するものです。放送内容については、当院のホームページ、病院広報誌「病院だより」でも紹介していく予定です。

質問事項の2、「放射線治療施設について」の1点目、「現状と課題について」でございますが、放射線治療の開始に伴い、当初の計画では初年度新規外来患者を100人、収益を4,282万円を見込んでおりました。令和元年度の実績は、新規外来患者数203人、収益は4,733万円となり、東海・知多の両市民が地域内で放射線治療を受けられる利便性の向上にも貢献できているものと考えております。

また、令和2年5月には放射線治療の経験5年以上の放射線技師を1名確保し、医療の質の向上にも努めてまいりました。

課題としましては、医師の確保でございます。常勤医を2名体制にすることで、より上位の診療報酬点数が算定できるようになり、年間4,800万円ほどの増収が見込まれます。今後は患者サービスの充実及びさらなる経営改善を図るため、医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

院長（吉原 基）

質問事項3、「救急医療体制について」の1点目、「現状と課題について」でございますが、当院の救急外来は救急車対応ができる処置ベッドが4床、待機的スペースのベッドが10床あります。平日の日勤帯は救急専門医が、夜間・休日は外科系と内科系の各1名の医師と研修医が診療を担当しております。必要に応じて専門医に助言を求めることができる体制と各専門家の待機医師による緊急検査、緊急手術ができる体制になっており、三次救急医療機関に引けを取らない設備と機能を備えています。

救急診療センターの今年4月から10月までの受診件数の累計は、入院患者数が

1,991人、1日平均9.3人です。外来患者数は9,723人、1日平均45.4人となりました。これは前年度と比較すると、1日平均入院患者数が0.7人、1日平均外来患者数が10.6人の減少となりました。また、救急車の受入件数も東海市1,010件、1日平均4.7件。知多市1,112件、1日平均5.2件。総受入数が2,525件で1日平均11.9件、前年度に比べて1日平均で1.3件の減少となりました。

この主な原因は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、患者の受診控えが生じたため、東海消防、知多消防ともに全搬送件数も減少しており、他院でも同様の傾向にあると聞いております。

救急体制の課題であります。平成30年2月から消化器内科の常勤医が不在となり、救急車の受入れが一部できなかつたため、救急車の不応需率が平成30年1月には6%台まで上昇しました。その後、不応需率は一旦4%前後に回復しましたが、令和元年7月常勤医確保後も不応需率が増加し、今年上半期の平均が8%となりました。これは消化器内科の常勤医が平成30年度当初に比べて2名減少したことに加えて、精神科などの専門外の患者やICUが満床であるなどの原因が考えられます。しかし、新型コロナ対応に人数を割かなくてはならないことが一番の原因と考えております。

6月以降、有木統括部長を責任者に、原因分析に用いる報告様式を改善するなど、対策の検討を進めております。9月の不応需率は前年度を下回る7.4%となり、改善の兆しが見られております。

知多半島北西部の救急医療の充実は、当院の基本方針にも掲げており、今後も職員一丸となって救急車不応需率の低下に努めてまいります。

以上でございます。

看護専門学校長（竹内晴子）

質問事項4、「公立西知多看護専門学校について」の1点目、「新型コロナウイルスによる影響について」でございますが、講義、実習及び学生生活への影響についてお答えさせていただきます。

講義につきましては、今までの形態を大きく変えざるを得ない影響がありました。カリキュラム改正に向けて今年度予算としてお認めいただいたWi-Fi環境の整備を早急に行うことで、5月初旬よりオンライン授業を開始することができまし

た。県内の看護学校の中でも早い段階で始めることができ、6月以降は体育館や視聴覚室などの広い部屋を使用した対面授業との併用で、一部夏季休暇で授業を実施しましたが、現在はほぼ予定どおり実施することができています。

実習につきましては、公立西知多総合病院での実習は病院側の御理解、御協力をいただき、感染対策に努めながら実習方法の見直しを行い、実習を行うことができます。また、介護老人保健施設やデイサービスでの高齢者を対象とした実習については、施設と調整した上で今年度中に行う予定となっております。

学生生活につきましては、自宅待機中から行っていた健康チェックと結果のデータ送信を毎朝登校前に行うことをはじめ、うがい、手洗い、換気の徹底、マスクやフェイスシールドの着用など感染対策に取り組んでおります。

また、実習開始2週間前からはアルバイトを禁止しているため、経済的な負担が大きい学生については国の支援金受給のサポートを行い、オンライン授業時の資料印刷代として、学校から一律1万円を給付する支援を行いました。

次に2点目、「今後の課題と対応について」でございますが、今後の課題といたしましては、令和4年4月実施の新カリキュラム改正への対応でございます。

対応としましては、新カリキュラムで重視されている臨床判断能力、コミュニケーション能力、情報リテラシーの向上を目指す教育を科目の編成や教授する順序、教授方法を含め検討を進めております。

また、新カリキュラムにおいても知多半島北西部の保健医療福祉に貢献できる人材を育てるために、優秀な入学生確保を目指し、学校PR活動を継続して行い、少人数だからこそ可能な学生の個別性に配慮した教育を行ってまいります。

以上でございます。

議長（田中雅章）

渡邊議員、再質問または要望がありましたら、発言を許します。

12番（渡邊真弓）

それでは、各質問事項それぞれに対して詳細に御答弁いただきましてありがとうございました。再質問はございませんが、2点要望したいと思います。

公立西知多総合病院におかれましては、吉原院長には御手腕を発揮していただき、地域の医療機関として愛される病院づくりを「ワンチーム」となって進めていただくよう期待をいたしておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それから、公立西知多看護専門学校におかれましては、W i - F i 環境整備について、今年度予算計上されていたとのこと、オンライン授業がスムーズに開始され、環境に支障なく安心いたしました。看護専門学校の生徒さんは、目標や高い志を持って入学され、3年間勉強されます。西知多総合病院など施設での実習から様々な経験をされた作文を拝見しておりますが、患者に接する経験を感動として捉えていくことが伝わってまいります。卒業時には立派な看護師としての自覚が育ち、頼もしさが感じられます。少人数での学びですが即戦力となるよう、校長先生をはじめ、諸先生方、事務局が一体となって一人一人に丁寧な御指導をされていることに感服をいたします。

先ほど御答弁の中で、令和4年には新しいカリキュラムになり、今はその準備をしているとのことでした。これからも多様な時代になると思います。誇りある看護師としての資質向上を御指導いただきますよう要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅章）

以上で、渡邊眞弓議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わらせていただきます。

この際、暫時休憩といたしたいと思えます。10時55分から再開いたしますのでよろしく申し上げます。

(休憩 午前10時45分)

(再開 午前10時55分)

議長（田中雅章）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第5、報告第3号「令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書について」を議題といたします。

報告者から説明をお願いします。

病院事務局長（後藤輝夫）

報告第3号「令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書について」御説明申し上げます。

この報告書は、がん患者等環境整備事業の完了に伴い、継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計継続費精算報告書をご覧ください。

病院事業会計、1款資本的支出、1項建設改良費、がん患者等環境整備事業で、平成30年度及び令和元年度の2カ年事業で進めてまいりました。

全体計画といたしましては、年割額の合計が1億1,170万円で、この財源といたしましては、地方債及び一般会計からの繰入金でございます。

次に実績でございますが、支払義務発生額は1億1,009万880円で、この財源内訳といたしましては、記載はございませんが、地方債が1億60万円、負担金と一般財源がそれぞれ474万5,440円でございます。

全体計画と実績との比較でございますが、年割額と支払義務発生額の差は、160万9,120円で、請負残により、不用額が生じたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べる事ができませんのでお願いいたします。それでは質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

以上で報告第3号の報告を終わります。

議長（田中雅章）

続きまして、日程第6、議案第11号「西知多医療厚生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

総務部長（平岩資久）

ただいま上程されました、議案第11号「西知多医療厚生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方自治法等の改正に伴い、管理者等の組合に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

議案第11号「西知多医療厚生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」の内容につきましては、条例の制定となりますので、1条ずつ御説明いたします。

資料の2枚目、条例案をご覧ください。第1条は、趣旨規定でございます。第2条は、損害賠償責任の一部免責の規定で、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、管理者をはじめ、記載の各号の区分に応じて、それぞれの賠償限度額を算出するための乗数を地方自治法施行令の基準に準じて定めたもので、例えば、管理者の場合では、賠償限度額は管理者の基準給与年額の6倍になるものでございます。

附則の第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項は適用期日で、この条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用するものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

次に、この条例の議決に先立ち、監査委員の意見を聴くこととされており、代表監査委員に意見を求め、回答をいただきました。本日、御出席をいただいておりますので御報告をお願いしたいと思います。

代表監査委員（小幡勇次）

西知多医療厚生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定に対する意見につきまして、御報告を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第243条の2の規定により、組合議長から意見を求められ、佐藤友昭委員と共に内容の審査をいたしました。

その結果につきましては、お手元に配付されております西知多医療厚生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてのとおり妥当なものであると認めます。

以上、簡単ではございますが審査結果の御報告といたします。

議長（田中雅章）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

11番（古俣泰浩）

1点、お願いいたします。

管理者交代による免責額の影響についてお伺いいたします。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の「管理者の交代による免責額への影響について」でございますが、管理者の損害賠償額の上限額は年収の6倍となりますが、その基準給与年額の算定の基礎となる給与額は地方自治法施行規則で規定されているとおり、その職責に関する他の地方自治体の職を兼ねている場合は、他の地方公共団体から支給されている給与も含むとありますので、組合からは給与等を支給していないため、知多市・東海市の条例で定めている市長の給与が基礎となります。

そのため、住民訴訟の結果、管理者が損害賠償責任を負うことがあった場合、その管理者が知多市長であれば知多市長としての年収が、東海市長であれば東海市長としての年収が上限額の基となりますので、管理者により損害賠償額の上限額に差異が生じることになります。

以上でございます。

議長（田中雅章）

よろしいですか。

11番（古俣泰浩）

再質問1点、お願いします。

今の御説明ですと、副管理者についても同等の差異が生じるということによろしいですか。

総務課長（佐々木美喜子）

副管理者につきましても同じように計算されます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

よろしいですか。

11番（古俣泰浩）

はい。結構です。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号「西知多医療厚生組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

続きまして、日程第7、議案第12号「西知多医療厚生組合健康増進施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（平岩資久）

ただいま上程されました、議案第12号「西知多医療厚生組合健康増進施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、健康増進施設の設計建設及び管理運営を行う事業者の選定等について、審査及び審議をするため、新たに審査会を設置するものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から説明申し上げます。

建設課長（浅井紀克）

議案第12号「西知多医療厚生組合健康増進施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について」の内容につきまして、条例の制定となりますので、1条ずつ御説明いたします。

資料の2枚目、条例案の1ページをご覧ください。

第1条は、この条例の趣旨を定めたもので、事業者選定審査会の設置、組織、運営等に関して、必要な事項を定めるものとしたものでございます。

第2条は、審査会の設置について定めたもので、組合は審査会を設置し、事業者の選定等について審査及び審議をするものとしたものでございます。

第3条は、審査会の所掌事務を定めたもので、第1項は組合管理者の諮問に応じて事業者の選定方式、選定基準及び事業者提案の審査に関する事項を審議等するものです。同条第2項は、地方自治法施行令で定める総合評価一般競争入札方式を採用する場合の学識経験者の意見聴取の要件については、審査会での会議で兼ねるとするものでございます。第4条は審査会の委員の人数を、第5条は委員の要件を定めたものでございます。

2ページをお願いいたします。第6条は、委員の任期を定めたものでございます。

第7条は、審査会の会長について、第1項は選任方法を、第2項は職務を、第3項は会長の職務代理について定めたものでございます。

第8条は会議に関する項目で、第1項は審査会の招集者を、第2項は議長を、第3項は会議の成立要件を、第4項は議事の議決方法を、第5項は非公開の会議とすることを定めたものでございます。

第9条は、関係者の出席等を定めたもので、必要があると認めるときは委員以外の者の出席等を求めることができるものとしたものでございます。

第10条は委員の守秘義務を、第11条は審査会の庶務の所管を定めたものでございます。

第12条は、委任規定で、この条例で定めるもののほかは管理者が別に定めるとしたものでございます。

附則は施行期日で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9 番（泉 清秀）

審査会の委員を 5 人に定めた経緯と内容について伺います。よろしくお願ひします。

建設課長（浅井紀克）

御質問の「委員を 5 人とした経緯と委員の内容について」でございますが、事業者の選定で落札者決定基準を定める際には、地方自治法施行規則第 12 条の 4 で複数の学識経験者から意見を聴くことが定められているため、健康増進施設整備・運営事業者の選定に当たり知識と経験を必要とする分野として、健康増進分野、PFI 等の官民連携分野、企業経営・財務に関する分野から各 1 人の 3 人を想定しております。

また、本事業は東海市と知多市の共同事業であるため、両市の副市長から選任された副管理者 2 人を加え、審査会委員を計 5 人以内としておりますのでよろしくお願ひいたします。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 12 号「西知多医療厚生組合健康増進施設整備・運営事業者選定審査会条例の制定について」に、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

続きまして、日程第8、議案第13号「令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（平岩資久）

ただいま上程されました、議案第13号「令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるためのものでございます。

なお、詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

建設課長（浅井紀克）

議案第13号「令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為の健康増進施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務委託料は、令和2年度から2年にまたがる契約を締結するため、限度額4,235万円を設定するものでございます。

要求水準書等の必要な資料の作成支援や選定審査会の運営支援に関する業務を委託するため、今年度中に契約する予定でございます。

知多市営海浜プールアスベスト等調査業務委託料も、令和2年度から2年にまたがる契約を締結するため、限度額507万1,000円を設定するものでございます。8月に締結された両市の合意書で、現知多市営海浜プールの解体を組合で実施させることとなり、今年度中に契約する予定でございます。

4ページの債務負担行為に関する調書につきましては、説明を省略させていただき、以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (田中雅章)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長 (田中雅章)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号「令和2年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計補正予算(第1号)」について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 (田中雅章)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 (田中雅章)

続きまして、日程第9、議案第14号「令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

看護専門学校長 (竹内晴子)

ただいま上程されました、議案第14号「令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、独立行政法人日本学生支援機構から学生への経済的支援として、新型コロナウイルス感染症対策助成金を受けまして、学生に対して新型コロナウイルス感染症対策給付金の給付を行うためのものがございます。

なお、詳細につきましては、庶務課長から御説明申し上げます。

庶務課長 (中田昭夫)

議案第14号「令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予

算（第1号）」について、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入は、5款諸収入、1項雑入の補正額は20万円、歳出は1款看護学校費、1項看護専門学校費の補正額20万円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1 総括については説明を省略させていただき、4ページをお願いいたします。

2 歳入につきましては、5款諸収入、1項1目1節雑入で日本学生支援機構からの新型コロナウイルス感染症対策助成金20万円でございます。

これを受けまして、3 歳出として、1款看護学校費、1項2目看護専門学校費、1節報酬、会計年度任用職員報酬から5,000円を減額し、18節負担金、補助及び交付金20万5,000円を新型コロナウイルス感染症対策給付金として増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

9番（泉 清秀）

4ページですけれども、歳出で1款1項2目18節負担金、補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策給付金の具体的な内容について伺います。

庶務課長（中田昭夫）

御質問の「負担金、補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対策給付金の具体的な内容について」でございますが、奨学金の給付などを行っている独立行政法人日本学生支援機構から、学生への経済的支援のため、新型コロナウイルス感染症対策助成金20万円の助成がありました。

これを受けまして、看護専門学校では新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク、手指消毒液、教材等を購入する学生の自己負担に対する支援として、新型コロナウイルス感染症対策給付金を学生1人当たり一律2,300円を89人、計20万4,700円の給付を予定するものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第14号「令和2年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第1号）」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

続きまして、日程第10、議案第15号「令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

病院事務局長（後藤輝夫）

ただいま上程されました、議案第15号「令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量で、主要な建設改良事業の資産購入費の既決予定量1億6,069万円を1億1,292万円増額し、2億7,361万円にするものです。

第3条は、収益的収入及び支出で、収入では、第1款病院事業収益、第2項医業外収益21億4,293万円から、補正予定額4,120万円を増額し、21億8,413万円とし、支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用137億7,3

70万円に、補正予定額2,072万円を加え、137億9,442万円とするものがございます。

第4条は、資本的収入及び支出で、本文括弧書き中、不足する額の4億549万円を4億990万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額の1,701万円を2,727万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金の3億8,848万円を3億8,262万4,000円に改めるものです。

2ページをお願いいたします。

収入では、第1款資本的収入、第4項補助金600万円に、補正予定額1億814万円を加え、1億1,414万円とし、新たに第6項負担金交付金37万円を計上するものがございます。

支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費1億8,747万円に、補正予定額1億1,292万円を加え、3億39万円とするものがございます。

なお、詳細につきましては管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（阿知波晋）

「令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」の説明をさせていただきます。

8ページをお願いします。

令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予定額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益、3目補助金、2節県補助金を4,030万円増額するもので、新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための「救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業補助金」では、感染拡大防止対策や診療体制を確保するための費用の補助として4,000万円、「児童福祉施設業務体制確保対策事業費補助金」では、院内保育所における感染防止用備品等の購入に対する補助として30万円を計上するものです。

また、新たに9目1節負担金交付金で90万円を計上し、現在、国が令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用開始できるよう進めており、当院も患者サービス向上のため、国の交付金を活用し整備するものがございます。

支出の第1款病院事業費用では、第1項医業費用、3目経費、26節委託料に新型コロナウイルス感染症対策に関する発熱外来受付などの医事業務や施設管理に関

する委託、また、マイナンバーカードの健康保険証対応に伴うシステム改修委託など2,072万円を加え、27億1,350万円とするものがございます。

次に、9ページをお願いします。

資本的収入及び支出につきましても、新型コロナウイルス感染症対策における補助金として、第1款資本的収入、第4項補助金、2目1節県補助金に新型インフルエンザ等患者入院医療機関等施設整備費補助金をはじめ、4つの補助金の計1億814万円を加え、1億1,144万円とするもの。また、マイナンバーカードの健康保険証対応に伴う連携端末やカードリーダーの整備に対し、新たに第6項1目1節に負担金交付金として37万円を計上するものがございます。

支出の第1款資本的支出では、第1項建設改良費、2目資産購入費、4節備品購入費を1億1,292万円増額し、2億7,361万円とし、各種県補助金を活用し、医療機器等の整備を図るものがございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

10番（林 正則）

1点、お願いします。

9ページ、支出、1款1項2目4節備品購入費1億1,292万円の医療機器等の内容の詳細についてお願いいたします。

管理課長（阿知波晋）

御質問の9ページ、「1款1項2目4節医療機器等の内容の詳細について」でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当院におきましても、当該感染症に関する患者対応を行っていることから、各種補助金を活用し、診療体制の整備を図る分として、1億820万円を計上しており、また、残りの472万円につきましては、現在、国が令和3年3月からマイナンバーカードを健康保険証として利用を開始できるよう準備を進めており、当院でも患者サービスの向上などのため、対応できるよう国の補助を活用し、パソコン端末等を整備するための費用として計上しているものがございます。

なお、新型コロナウイルス感染症に対応する分、1億820万円の具体的な内訳は、メラ遠心血液ポンプ及び人工呼吸器など、当該感染症患者治療用の医療機器と

して既に整備済みのもの、今後の整備予定のものを含め23品目を、また、院内感染防止のため、正面玄関等出入口にて来院者の発熱チェックを行う検温アラームシステム及び診察室などに設置するクリーンパーティション等、今後整備予定分を含めた12品目を当該感染症の対策強化に伴う医療機器等の整備分として計上しているものでございます。

以上でございます。

10番（林正則）

ありがとうございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第15号「令和2年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第2号）」について、原案に賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（田中雅章）

続きまして、日程第11、認定第1号「令和元年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第16、認定第6号「令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」までの6議案を一括議題といたします。

議事日程の順序に従い、提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

総務部長（平岩資久）

ただいま上程されました、認定第1号「令和元年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第2号「令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和元年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び認定第5号「令和元年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

初めに、認定第1号「令和元年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

一般会計決算書の2ページ及び3ページをお願いします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額29億6,257万6,598円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額29億3,882万7,371円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は2,374万9,227円でございます。

詳細につきましては、総務課長より御説明申し上げます。

総務課長（佐々木美喜子）

令和元年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳入から御説明いたします。6ページ及び7ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の1項1目1節負担金は、予算現額29億5,926万6,000円に対しまして、収入済額は予算と同額の29億5,926万6,000円でございます。

内訳といたしましては、組合同規約第11条の規定による負担割合に基づき算出した額として、備考に記載の6会計分の合計で、表中に数字はございませんが、東海市から18億508万1,963円を、知多市から11億5,418万4,037円を負担していただいたものでございます。

2款繰越金の1項1目1節繰越金は、予算現額100万円に対し、収入済額は239万8,091円でございます。

3款諸収入は、予算現額93万8,000円に対し、収入済額は91万2,500円でございます。

7円でございます。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

以上、表の1番下、歳入合計は予算現額29億6,120万4,000円に対しまして、収入済額は29億6,257万6,598円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

10ページ及び11ページをお願いします。

1款議会費の1項1目議会費は、支出済額144万8,679円、執行率は90.2%でございます。

1節報酬の53万1,825円は、組合議員14人分の報酬でございます。

13節委託料の8万8,660円は、組合議会本会議の会議録作成に係る委託料で時間単価で契約しており、令和元年度中に開催された定例議会2回分を支出したものでございます。

2款総務費の1項1目一般管理費は、支出済額29億3,737万8,692円で、執行率は99.3%でございます。

1節報酬の18万5,803円は、監査委員の報酬でございます。

2節給料2,566万9,200円、3節職員手当等2,026万7,784円は、総務部総務担当職員6人分の給与支給額でございます。

12ページ及び13ページをお願いいたします。

4節共済費の951万5,657円は、市町村職員共済組合負担金及び地方公務員災害補償基金負担金でございます。

11節需用費の176万9,932円は、消耗品費、印刷製本費等でございますが、不用額の主な理由は修繕料で突発的な修繕に対応するための予算の執行が少なかったことによるものです。

13節委託料の1,084万7,323円は、事務事業委託料として、公平委員会事務委託料をはじめ8件、施設維持管理委託料として、管理棟清掃委託料をはじめ5件の委託事業の費用でございます。

不用額の主な理由は、事務事業委託料の6つ目、人事給与システム改修委託料について、2年度から開始された会計年度任用職員制度に対応するための改修費用として、予算時点での設計では1,243万円と見積り予算計上しましたが、実際に改修を行う時点で再設計した結果、286万円の執行となったことなどによるもの

です。

14ページ及び15ページをお願いいたします。

28節繰出金の28億6,060万4,000円は、東海・知多両市から収入した、し尿処理事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、健康増進施設事業特別会計、看護専門学校事業特別会計及び病院事業会計分の負担金をそれぞれの会計に振り替えたものでございます。

3款公債費、4款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしましては、予算現額29億6,120万4,000円に対しまして、支出済額は29億3,882万7,371円、執行率99.2%で、2,237万6,629円の不用額となったものでございます。

16ページは「実質収支に関する調書」、18ページ、19ページは「財産に関する調書」を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

総務部長（平岩資久）

認定第2号「令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

し尿処理事業特別会計決算書の2ページ及び3ページをお願いします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額1億9,166万9,180円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額1億6,719万9,825円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は、2,446万9,355円でございます。

詳細につきましては、衛生センター所長より御説明申し上げます。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

歳入から御説明いたします。6ページ、7ページをお願いいたします。

1款使用料及び手数料の1項1目1節事業総務使用料は、収入済額9,000円で、中電の電柱、支線及びN T Tの支線の敷地内占用に係る土地の使用料でございます。

2款繰入金の1項1目1節繰入金は、予算現額、収入済額ともに1億7,351万4,000円で、し尿処理事業に係る東海市、知多市の負担金を一般会計から振

り替えたものでございます。

3款繰越金の1項1目1節繰越金は、予算現額1,300万円に対しまして、収入済額1,810万2,391円でございます。

4款諸収入の1項1目1節雑入は、収入済額4万3,789円で、これは再任用職員の雇用保険被保険者負担金などでございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億8,655万1,000円に対しまして、収入済額1億9,166万9,180円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款衛生費の1項1目事業総務費は、支出済額3,097万2,767円、執行率97.2%でございます。

2節給料1,311万9,600円、3節職員手当等816万6,273円は、衛生センター職員4人分の給与支給額でございます。

4節共済費の528万9,175円は、市町村共済組合負担金や健康保険、厚生年金の事業主負担分の法定福利費等でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1項2目し尿処理費は、支出済額1億3,622万7,058円、執行率89.2%でございます。

11節需用費の4,003万2,333円は、施設設備運転用の消耗品、光熱水費等で、不用額は、処理用薬剤の購入単価と使用量の減少などにより生じたものでございます。

13節委託料の2,476万8,659円は、水質検査委託料はじめ14件の委託料で、不用額は入札等の結果による請負残でございます。

15節工事請負費の6,932万5,400円は、定期修繕工事3件と計画修繕工事14件及びその他修繕工事3件の工事費で、不用額は、それぞれの修繕工事における請負残でございます。2款公債費は、支出はございませんでした。

12ページ、13ページをお願いいたします。3款予備費につきましても、支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、予算現額1億8,655万1,000円に対しまして、支出済額は、1億6,719万9,825円、執行率89.6%で、1,

935万1,175円の不用額となったものでございます。

14ページには、「実質収支に関する調書」を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

総務部長（平岩資久）

認定第3号「令和元年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

ごみ処理事業特別会計決算書の2ページ及び3ページをお願いします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額8,902万12円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額7,974万6,910円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は927万3,102円でございます。

詳細につきましては、建設課長より御説明申し上げます。

建設課長（浅井紀克）

令和元年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳入から御説明いたします。6ページ及び7ページをお願いいたします。

1款国庫支出金、1項1目1節のごみ処理事業費国庫補助金につきましては、予算現額623万6,000円に対しまして、収入済額は647万6,000円でございます。これは環境に及ぼす影響についてまとめる環境影響評価の評価書の作成及びごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務に対する循環型社会形成推進交付金でございます。

2款繰入金、1項1目1節の繰入金につきましては、予算現額、収入済額ともに7,366万4,000円でございます。これはごみ処理事業に係る両市の負担金として、一般会計から振り替えたものでございます。

3款繰越金、1項1目1節の繰越金につきましては、予算現額729万1,000円に対して、収入済額は888万12円でございます。

以上、歳入合計は予算現額8,719万1,000円に対して、収入済額は8,902万12円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

1 款衛生費、1 項1 目事業総務費につきましては、支出済額3, 4 1 5 万7, 4 1 4 円で、執行率9 8. 5 %でございます。

2 節給料から4 節共済費までは、職員2 人分の人件費で、予算が不足したため1 3 節委託料から流用し支出したものです。

1 3 節委託料1, 3 2 8 万3, 2 6 0 円につきましては、主なものとして、環境影響評価の評価書の作成に係る業務や、地下水モニタリング調査業務を委託したものでございます。

2 目ごみ処理施設建設費につきましては、支出済額4, 5 5 8 万9, 4 9 6 円で、執行率8 8. 5 %でございます。

1 0 ページ及び1 1 ページをお願いします。

1 節報酬の2 1 万円は、ごみ処理施設の設計、建設及び管理運営を行う事業者の選定等に向けて設置する審査会の4 名の委員に支出したものです。

2 節給料から4 節共済費までは、職員2 人分の人件費を支出したものです。

9 節旅費の2 7 万2, 6 4 0 円につきましては、事業者選定審査会の事務調整に係る旅費、審査会委員の費用弁償を支出したものです。

1 3 節委託料の1, 5 0 5 万9, 9 0 1 円につきましては、主なものとして、ごみ処理施設整備・運営事業者選定アドバイザー業務として要求水準書等の必要な資料の作成支援や、選定審査会の運営支援に関する業務を委託したものです。

2 款1 項1 目予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額8, 7 1 9 万1, 0 0 0 円に対し、支出済額は7, 9 7 4 万6, 9 1 0 円、執行率9 1. 5 %で、7 4 4 万4, 0 9 0 円の不用額となっております。

1 2 ページは、「実質収支に関する調書」を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

総務部長（平岩資久）

認定第4 号「令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明申し上げます。

健康増進施設事業特別会計決算書の2 ページ及び3 ページをお願いします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額5, 6 7 7 万円、歳出の決算額

は、右側の表の歳入合計の収入済額3,415万9,769円で、3ページ下の歳入歳出差引残額は2,261万231円でございます。

詳細につきましては、建設課長より御説明申し上げます。

建設課長（浅井紀克）

令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算の補足説明につきましては、事項別明細書により御説明します。

歳入から御説明いたします。

6ページ及び7ページをお願いいたします。

1款繰入金、1項1目1節の繰入金につきましては、予算現額、収入済額共に5,677万円でございます。これは、健康増進施設事業に係る両市の負担金として、一般会計から振り替えたものでございます。

以上、歳入合計は、予算現額、収入済額共に5,677万円でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

8ページ及び9ページをお願いいたします。

1款衛生費、1項1目事業総務費につきましては、支出済額は3,415万9,769円、翌年度繰越額1,419万1,000円、執行率82.2%でございます。

2節給料から4節共済費までは、職員2人分の人件費を支出したものです。

8節報償費の7万5,000円につきましては、健康増進施設整備基本計画の策定に当たり、専門的な視点からアドバイスをいただいた2人の学識経験者に対する報償として支出したものでございます。

9節旅費の10万7,773円につきましては、健康増進施設に関する先進地視察として岡山県岡山市等を視察した際の交通費などや、基本計画策定アドバイザーの旅費の費用弁償などに支出したものでございます。

13節委託料1,716万5,901円につきましては、健康増進施設予定地の地質等調査業務を委託したのなどでございます。

翌年度繰越額の繰越明許費1,419万1,000円につきましては、健康増進施設整備基本計画作成等で新たな検討及び調整に時間を要することから、健康増進施設整備基本計画作成等事業の総額を繰り越したものでございます。

10ページ及び11ページをお願いいたします。

2款1項1目予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額5,677万円に対して、支出済額は3,415万9,769円、翌年度繰越額1,419万1,000円、執行率80.2%で、841万9,231円の不用額となっております。

12ページは、実質収支に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上でございます。

看護専門学校長（竹内晴子）

認定第5号「令和元年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」御説明させていただきます。

看護専門学校事業特別会計決算書の2ページ、3ページをお願いします。

歳入の決算額は、左側の表の歳入合計の収入済額1億5,962万7,769円、歳出の決算額は、右側の表の歳出合計の支出済額1億4,355万1,953円でございます。3ページ下の歳入歳出差引残額は1,607万5,816円となりました。

なお、詳細につきましては、庶務課長より御説明申し上げます。

庶務課長（中田昭夫）

令和元年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算について、事項別明細書にて御説明いたします。

歳入からお願いします。

6ページ、7ページをお願いします。

1款使用料及び手数料、1項1目1節の看護専門学校使用料は、予算現額1,638万6,000円に対しまして、収入済額は1,580万1,000円でございます。

主なものは看護専門学校授業料1,579万5,000円で、これは1カ月の授業料1万5,000円の学生延べ1,053人分の授業料です。

次に、2項手数料、1目1節看護専門学校手数料は、予算現額340万4,000円に対しまして、収入済額は432万5,000円でございます。

主なものは、看護専門学校受験料106万円及び看護専門学校入学金304万円です。

3款繰入金、1項1目1節繰入金は、当初予算額1億1,665万6,000円に対しまして、収入済額は同額の1億1,665万6,000円でございます。

4款繰越金は、8ページ、9ページをお願いします。1項1目1節繰越金は、当初予算額2,100万円に対しまして、収入済額は2,246万1,260円でございます。

以上、歳入合計は、予算現額1億5,782万3,000円に対しまして、調定額、収入済額共に1億5,962万7,769円で、差引き180万4,769円の収入増となっています。

続きまして、歳出をお願いいたします。

10ページ、11ページをお願いします。

1款看護学校費、1項1目事業総務費は、予算現額計1億3,508万6,000円に対しまして、支出済額1億2,591万9,313円で、執行率93.2%です。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費は、学校長をはじめ常勤職員14名の人件費です。

13節委託料につきましては、職員健康診断等委託料をはじめ10件の委託料でございます。このうち主なものは清掃委託料で、年6回の定期清掃として床面のワックス掛け、年1回のガラス清掃等を実施しております。

14節使用料及び賃借料につきましては、電子複写機借上料をはじめ6件で、12ページ、13ページをお願いします。

このうちパソコン借上料は学生の教育用パソコンの借上料でございます。

18節備品購入費につきましては、図書室の空調機を更新したものでございます。

2目看護専門学校費につきましては、予算現額2,223万7,000円に対しまして、支出済額1,763万2,640円、執行率79.3%です。

7節賃金は、学校以外の実習施設先で学生に対してアドバイスや指導をする当校の非常勤教員に対して支払いをしたものです。

13節委託料のうち実習委託料は、学生が各施設で実習した場合の1日当りの単価を決めて、実習した日数分の支払いをしたものです。新型コロナウイルス感染症の影響で3月に予定していたデイサービス実習が延期となったため、委託料の不用額が多くなっております。

18節備品購入費につきましては、洗髪車をはじめ、血圧測定トレーナー等37点と、書籍、DVDを購入したものでございます。

14ページ、15ページをお願いします。

2款予備費につきましては、支出はありませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額1億5,782万3,000円に対し、支出済額は1億4,355万1,953円で、執行率91.0%で、1,427万1,047円の不用額となりました。

16ページ、実質収支に関する調書を掲載しておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

病院事務局長（後藤輝夫）

認定第6号「令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

それでは、認定第6号「令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」につきまして、御説明申し上げます。

4ページをお願いします。この決算報告書は消費税込みで表示しており、備考欄に消費税額を表示しております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款病院事業収益は、決算額127億6,542万7,961円で、予算額に比べ、5億5,824万2,039円の減となりました。

次に、支出の第1款病院事業費用は、決算額135億1,984万8,333円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額が178万2,000円、不用額は1億475万9,667円です。

第3項特別損失において予算超過額が生じておりますが、予算超過につきましては、地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定により、現金の支出を伴わない経費については認められているもので、支出の表下に記載のうち、過年度損益修正損及びその他特別損失の予算超過に伴うものでございます。

6ページをお願いいたします。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は、決算額

8億4,996万6,847円で、予算額に比べ3,007万3,153円の減となりました。

次に、支出の第1款資本的支出は、決算額14億9,907万3,694円、不用額は6,573万9,306円となりました。

なお、詳細につきましては、管理課長から御説明申し上げます。

管理課長（阿知波晋）

令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算の補足説明をさせていただきます。9ページをお願いいたします。財務諸表でございます。

1枚はねていただき、11ページの損益計算書から15ページの貸借対照表までは、消費税抜きで記載しております。

また、16ページから18ページまでは注記としまして、ローマ数字Iの「重要な会計方針」など、地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等をこの注記の記載のとおり作成しているものでございます。

それでは、11ページに戻っていただき、損益計算書をお願いいたします。

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間における病院の財政状況を明らかにするものでございます。

1 医業収益につきましては、(1)入院収益から(3)その他医業収益までの合計で105億8,682万7,903円、2 医業費用は、(1)給与費から(7)長期前払消費税償却までの合計で129億7,629万79円となり、医業収益と医業費用の差額となります医業損失は、23億8,946万2,176円でございます。

3 医業外収益につきましては、(1)受取利息配当金から(7)その他医業外収益までの合計で20億1,455万6,045円、4 医業外費用は、(1)支払利息及び企業債取扱諸費と(2)雑損失の合計で3億9,620万4,892円となり、医業外収益から医業外費用を差し引きますと、16億1,835万1,153円のプラスとなり、先ほどの医業損失と合算した経常損失は、7億7,111万1,023円でございます。

5 特別利益につきましては、(1)過年度損益修正益と(2)その他特別利益の合計で8,939万4,152円、6 特別損失は、(1)過年度損益修正損と(2)その他特別損失の合計で8,612万6,270円で、特別利益から特別損失を差し引きますと、326万7,882円のプラスとなり、先ほどの経常損失と合算し

た当年度純損失は7億6,784万3,141円でございます。

前年度繰越欠損金が48億323万8,253円でございますので、当年度未処理欠損金は、55億7,108万1,394円でございます。

1枚はねていただき、12ページの剰余金計算書をお願いいたします。

この計算書は、貸借対照表の資産の部の剰余金の詳細となっておりますので、御高覧いただき、12ページの下の方、欠損金処理計算書(案)をお願いいたします。

一番右の列、未処理欠損金55億7,108万1,394円を繰越欠損金として処理しようとするものでございます。

1枚はねていただき、14ページの貸借対照表をお願いします。

令和2年3月31日現在の病院事業における財産の状況を明らかにするものでございます。

初めに、資産の部でございます。

1 固定資産の合計は、このページ中ほど、やや下の右側149億7,662万1,335円、2 流動資産の合計は、その7行下17億6,257万722円で、その下、資産合計は、167億3,919万2,057円でございます。

続きまして、右側15ページ、負債の部で、3 固定負債の合計は、8行下の右側140億1,356万1,039円、4 流動負債の合計は、その12行下24億3,732万5,395円、5 繰延収益の合計は、その4行下13億8,670万3,448円で、負債合計は178億3,758万9,882円でございます。

その下、資本の部でございますが、6 資本金の合計は、43億9,420万3,942円、7 剰余金の合計は、その10行下、マイナス54億9,260万1,767円で、その下、資本合計は、マイナス10億9,839万7,825円となり、その下、負債資本合計は、167億3,919万2,057円で、前ページの一番下、資産合計と一致するものでございます。

続きまして、2枚はねていただき19ページの事業報告書をお願いします。

議長(田中雅章)

ちょっと待ってください。お昼にかかりますが、続けさせていただきますので御協力のほどよろしく申し上げます。どうぞ。

管理課長(阿知波晋)

19ページの事業報告書をお願いします。

さらに1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

初めに、1 概況の(1)総括事項でございますが、令和元年度の病院事業は、知多半島北西部地域における急性期医療を担う中核病院として、「質の高い医療の提供」、「経営の効率化」、「地域医療への貢献」を運営目標として、4月から放射線治療を開始し、地域完結型医療の中心的役割を担うべく、医療機能の充実及び経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

また、平成30年度途中からの消化器内科医師退職に伴う診療体制の低下についても7月から常勤医師3名を採用することにより、体制整備を図ることができました。

次に、ア 患者の状況ですが、入院延べ患者数は11万9,327人、1日平均326人、外来延べ患者数は19万428人、1日平均793.5人となり、当初予定量と比較しまして入院患者数は4,381人、1日平均12人の減、外来患者数は1万325人、1日平均39.5人の減となりました。

イ 経理の状況としましては、病院事業収益は前年度に比べ1.3%減の126億9,077万8,100円、病院事業費用は、前年度に比べ0.8%増の134億5,862万1,241円で、収支差引き7億6,784万3,141円の純損失となりました。

資本的収入は、既存棟2階改修工事及び医療機器等購入に係る企業債2億1,970万円をはじめ、建設改良費及び企業債償還金に対する一般会計負担金など、総額8億4,996万6,847円となり、資本的支出は、既存棟2階改修工事及び医療機器購入等のための建設改良費2億7,380万5,845円及び企業債償還金11億8,854万7,849円、並びに看護師等修学資金貸与制度による投資3,672万円で、総額14億9,907万3,694円となりました。

(2) 議会議決事項及び(3) 行政官庁認可事項につきましては、御高覧ください。

1枚はねていただきまして、22ページをお願いいたします。

2 工事の(1) 建設改良工事の概況につきましては、既存棟2階の改修工事を実施しております。詳細は御高覧ください。

続きまして、1枚はねていただきまして、24ページと25ページをお願いいたします。

3 業務の(1)業務量は、診療科ごとの入院及び外来診療の患者数の詳細と前年度比較でございます。御高覧ください。

1枚はねていただき、26ページ(2)事業収入に関する事項、(3)事業費用に関する事項は、収益及び費用の詳細と前年度比較でございますので御高覧ください。

27ページをお願いいたします。

4 会計(1)重要契約の要旨は、契約金額が2,000万円以上の工事などで、事務系端末等購入でございます。

(2)企業債及び一時借入金の概況のア 企業債では、財務省から既存棟2階改修工事のために1億60万円を、株式会社三菱UFJ銀行から医療機器等購入のために1億1,910万円を借り入れたものでございます。

イ 一時借入金は、株式会社三菱UFJ銀行から運転資金に充当するために借入れ、返済したもので、本年度末残高は4月13日に返済しております。

1枚はねていただき、28ページをお願いいたします。

5 他会計負担金等の用途の特定でございますが、ア 収益的収入では、一般会計から一般会計負担金12億4,696万円、一般会計補助金4億3,691万3,153円、退職手当相当額負担金1億3,480万円の繰入金をいただき、その他、病院群輪番制病院運営費補助金877万3,440円等の合計18億3,986万1,757円を課税仕入れ等に充当しました。

イ 資本的収入では、一般会計負担金6億2,132万6,847円については、全額を課税仕入れに充当しました。

なお、ここに数字の記載はございませんが、一般会計からの繰入金の合計は24億4,000万円でございます。

次のページは、その他の書類でございます。1枚はねていただき、30ページをお願いいたします。キャッシュ・フロー計算書でございます。

1 業務活動によるキャッシュ・フローの合計は、このページ中ほどにございます7億8,162万7,255円、2 投資活動によるキャッシュ・フローの合計は、7行下、マイナス21億1,128万5,223円、3 財務活動によるキャッシュ・フローの合計は、8行下、2億7,645万7,755円で、資金減少額が10億5,320万213円となり、期首残高11億1,988万3,344円

を加えた期末残高が6,668万3,131円となり、14ページの貸借対照表、
2 流動資産の(1)現金預金と合致するものでございます。

31ページから36ページまでは収益費用明細書、38、39ページは固定資産明細書、40、41ページは企業債明細書を掲載いたしておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御認定いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中雅章）

次に、代表監査委員から、決算審査の結果について御報告をお願いいたします。

代表監査委員（小幡勇次）

令和元年度西知多医療厚生組合一般会計、し尿処理事業特別会計、ごみ処理事業特別会計、健康増進施設事業特別会計、看護専門事業特別会計及び病院事業会計決算の審査結果につきまして御報告を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、組合管理者から審査に付されました決算につきまして、佐藤友昭委員と共に審査を実施いたしました。

一般会計及び特別会計の審査の方法は、各会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、その計数の正否を確認するため、関係諸帳簿を審査すると共に、予算の執行につきましては地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条の規定の要旨に沿って適正に実施されたかどうかについて審査を実施いたしました。

また、病院事業会計の審査の方法は経営内容を把握するため、その計数の分析を行い、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として審査を実施いたしました。

その結果につきましては、お手元に配付されております令和元年度西知多医療厚生組合決算審査意見書のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが決算の審査結果の御報告といたします。

議長（田中雅章）

ありがとうございました。

ここで暫時休憩したいと思います。1時から質疑、また全協を行いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

(休憩 午前0時15分)

(再開 午後0時55分)

議長（田中雅章）

それでは、若干早いようですが休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。
これより認定の質疑に入らせていただきます。

初めに、認定第1号「令和元年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定
について」の質疑の発言を許します。

9番（泉 清秀）

12ページの2款1項1目4節共済費ですけれども、不用額が多い理由について
伺います。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の「共済費の不用額が多い理由について」でございますが、共済組合負担
金において、共済費算定の基礎となる標準報酬月額総額が、人事異動により予算
積算時点より減額となったこと及び共済率が予算時点の184.75パーミルから
実績では182.5698パーミルと2.1802パーミル減少したことなどによ
り不用額が多くなったものでございます。

以上でございます。

9番（泉 清秀）

はい。ありがとうございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

10番（林 正則）

14ページ、2款1項1目18節備品購入費で、事務用備品の内容の詳細につい
てお願いします。

総務課長（佐々木美喜子）

「事務用備品の内容の詳細について」でございますが、内訳につきましては事務
用端末機26台とプリンター2台、事務用机2台を購入したものでございます。

事務用端末機は総務部と看護専門学校で使用しているパソコンで、Window

s 7 のサポート終了を受け、衛生センター内で使用する 8 台、看護専門学校で使用する 18 台の合計 26 台を更新したものです。プリンターは看護専門学校で使っている 2 台について購入後 5 年以上経過し、不具合が発生したため更新したものです。事務用端末機及び事務用プリンターの購入管理は総務課で行っており、一般会計で支出しています。

事務用机は健康増進施設事業を開始したことに伴い、職員を 2 人増員したため、新たに購入したものです。これも総務課で一括管理するため、一般会計で支出したものです。

以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12 番（渡邊眞弓）

14 ページ、2 款 1 項 1 目 15 節工事請負費の電話機増設工事の内容についてお伺いいたします。

同じく 2 款 1 項 1 目 18 節の備品購入費の事務用備品の執行減の要因について、お伺いしたいと思います。

総務課長（佐々木美喜子）

御質問の「電話機増設工事の内容について」でございますが、総務部の事務室内には部長用電話を除いて 4 台の多機能電話機を設置し、総務課及び衛生センターで 2 台、建設課で 2 台使用しております。外部電話の取次ぎは主に総務課職員が担当しておりますが、健康増進施設事業が始まったことなどにより総務課が使用する電話 2 台が同時に通話中のことが増え、看護専門学校や病院事務局との事務連絡などに支障が出てまいりましたので、総務課分の多機能電話機を 1 台増設したものでございます。

続きまして 2 点目、御質問の「事務用備品の執行減の要因について」でございますが、総務部と看護専門学校で使用する事務用端末機 26 台を購入する際に病院で使用する事務用端末機 150 台と合わせて指名競争入札を行い購入したことにより、当初見込みより 1 台当たりの費用が少額となったためでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (田中雅章)

ないようですので、これをもって認定第1号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第2号「令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会歳入歳出決算認定について」質疑の発言を許します。

9番 (泉 清秀)

8ページ、1款1項1目19節負担金、補助及び交付金で汚染負荷量賦課金の具体的な実施内容についてお伺いします。

衛生センター所長 (佐々木美喜子)

御質問の「汚染負荷量賦課金の内容について」でございますが、汚染負荷量賦課金は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、排出する硫黄酸化物の量に対して賦課されるもので、昭和57年から61年までの過去5年分の排出量及び前年の排出量にそれぞれ負荷率を乗じて算出するもので、公害健康被害者への補償給付金として使用されております。

令和元年度におきましては、過去分の排出量として186ノルマル立方メートルに単価49.01円を掛けたものと、現在分として前年の排出量205ノルマル立方メートルに単価124.20円を掛けたものの合計3万4,500円を支出しております。

平成30年度決算と比較しますと、過去分、前年度分共に単価が減となったこと及び排出量が減少したことにより、元年度は6,800円減となっております。

現在分としての前年の排出量は、乾燥汚泥やし渣の量と、それに含まれる硫黄分の量、使用する重油に含まれる硫黄分の量と処理工程での脱硫効率によって積算されます。そのため毎年賦課金の変動が生ずるものです。

以上でございます。

議長 (田中雅章)

ほかにありませんか。

10番 (林 正則)

10ページ、1款1項2目15節工事請負費、その他修繕工事の件数は先ほど3件という説明ありましたので、その内容についてお願いします。

衛生センター所長（佐々木美喜子）

御質問の「その他修繕工事の内容について」でございますが、いずれも経年劣化等による破損・腐食を発見したため修繕したものです。

1件目は廃炭脱水タンクの修繕で、水処理用活性炭を入れ替えるための装置の水切り床やタンクの架台に腐食した部分があったため補修しました。

2件目は、中濃度臭気ファンのダンパーの取替修繕で、各設備から発生する臭気を吸引・捕集するための装置のダンパー部分が破損したため、取替修繕を行ったものです。

3件目は、酸・アルカリ脱臭塔の配管の修繕で、酸・アルカリ循環液の配管とアルカリ液オーバーフロー配管に液漏れが発生したため、修繕したものです。

以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって認定第2号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第3号「令和元年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、質疑の発言を許します。

10番（林 正則）

1点、お願いします。

8ページ、1款1項1目13節の委託料で、環境影響評価業務委託料と地下水モニタリング調査業務委託料が前年度決算額と比較して減額となっている理由についてお願いします。

建設課長（浅井紀克）

御質問の1点目、「環境影響評価業務委託料の減額理由について」でございますが、環境影響評価業務は、平成28年度から令和元年度までのスケジュールで実施しており、平成30年度は大気質・騒音・振動等の環境項目の調査結果を考察し、環境影響の予測・評価結果や環境影響を回避・低減するための保全措置などを取りまとめた準備書の作成が主な業務でした。

令和元年度は、準備書についての県知事からの意見内容を検討し、必要に応じて

準備書の内容を見直した上で評価書としてまとめ、公告・縦覧の支援を行うことが主な業務でした。

準備書は評価書の案と位置づけられるもので、平成30年度からの減額理由は業務内容の違いによる業務量の減少によるものです。

御質問の2点目、「地下水モニタリング調査業務委託料の減額理由について」でございますが、環境影響評価の現地調査等において、地下水の基準超過、土壌では地下と表層で基準超過が確認され、平成29年度に公表しました。

汚染原因の特定には至らず、拡散防止のため定期的な地下水モニタリング調査を平成30年度から年4回実施しております。平成30年度の業務は観測用の井戸の新設が含まれており、令和元年度の業務は既存の井戸を利用することと、愛知県との協議により調査項目のうちの1物質であるヒ素について、分析頻度を少なくすることが認められたため減額となりました。

以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって認定第3号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第4号「令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」質疑の発言を許します。

9番（泉 清秀）

8ページ、1款1項1目8節報償費で、健康増進施設アドバイザー報償費の内容についてお伺いいたします。

建設課長（浅井紀克）

御質問の「報償費の内容について」でございますが、ユニバーサルデザインや施設での事業展開などの健康増進分野及び事業方式などの官民連携分野に見識が広い大学教授2人に健康増進施設アドバイザーを委嘱し、健康増進施設整備基本計画の策定過程において、助言・提言をいただいたことに対する報償で、1回当たり7,500円、2人で合計10回分の活動に対して報償費7万5,000円をお支払いしたものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって認定第4号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第5号「令和元年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」質疑の発言を許します。

9番（泉 清秀）

12ページ、1款1項2目7節賃金で、技術指導補助員賃金の内容についてお伺いいたします。

庶務課長（中田昭夫）

御質問の「技術指導補助員賃金の内容について」でございますが、技術指導補助員は臨時実習での実習先の施設において、学生を指導する会計年度任用職員でございます。技術指導補助員の雇用実績としましては、8月までが4名、その後3名体制でございました。時間給1,480円で、延べ勤務時間が3,266.5時間であり、交通費13万6,400円との合算となっております。

以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

12番（渡邊真弓）

2点お願いいたします。

12ページ、1款1項2目7節賃金のところで、先ほどもお話ございました技術指導補助員賃金の執行減の要因と今後の採用計画について、お伺いしたいと思えます。

同じく12ページ、1款1項2目19節の負担金、補助及び交付金のところで、事務連絡研修負担金の内容、予算と比較して増額になった理由、そして研修の効果についてお伺いしたいと思えます。

庶務課長（中田昭夫）

御質問の1点目、「技術指導補助員賃金の執行減の要因と今後の採用計画につい

て」でございますが、予算では技術指導補助員6名分を計上しておりましたが、8月までが4名、9月からは3名となりましたので減となりました。

今後の採用計画につきましては、今年度4名分を予算計上しておりますが、4月が1名、6月から2名となっており、技術指導補助員が不足している状況であります。随時募集活動は行っておりますが、なかなか確保が難しい状況であり、専任教員の負担にもなっておりますので、引き続き卒業生や知人などにも声をかけ、技術指導補助員の確保に努めてまいります。

続きまして、御質問の2点目、「事務連絡研修負担金の内容、予算と比較して増額になった理由、研修の効果について」でございますが、事務連絡研修負担金につきましては、「新人教員研修会」、「日本看護科学学会学術集会」ほか9件の学会・スキルアップ研修に参加したものでございます。

増の要因でございますが、平成30年度に実施されなかった研修費18万円の教員養成講習会が令和元年度に行われたことによるものでございます。このコースを終了することにより、専任教員の有資格者となることができます。また、これら研修に参加することによる効果でございますが、令和4年度4月開始の新カリキュラム改正に向けての教育内容、教授方法の検討をする上で、教員の資質の向上につながっております。新しいカリキュラムによる教育を充実させることで、学生たちの資質の向上につながるものと考えております。

以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって認定第5号の質疑を終結いたします。

続きまして、認定第6号「令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」質疑の発言を許します。

10番（林 正則）

2点お願いします。

35ページ、1款1項4目41節ソフトウェア減価償却費で、前年度決算額と比較して増額となった理由について。

2点目、36ページ、1款2項3目52節の雑損失、億単位の金額となっているが内容についてお願いいたします。

管理課長（阿知波晋）

御質問の1点目、「ソフトウェア減価償却費の増額理由について」でございますが、当院の減価償却は定額法により、取得の翌年度から行っており、平成30年度に購入したソフトウェアに対する減価償却が令和元年度から発生するために増額となったものでございます。

増額した具体的な内容につきましては、平成31年4月から放射線治療を開始するため、平成30年度に取得した放射線治療システムのソフトウェア、2,822万7,510円及び放射線撮影において体内に挿入された金属周辺部のより質の高い診断が可能となる金属アーチファクト低減ソフトウェア348万円に係る減価償却費が合計で634万1,502円、前年度に比べて増加したためでございます。

御質問の2点目、「雑損失の内容について」でございますが、雑損失につきましては、消費税の制度上、診療報酬や補助金など、非課税及び不課税収入が多い病院事業において、対価性のない不課税収入によって賄われる課税仕入れ等については、最終消費的な性格を持つとされ、消費税の納税計算上、仕入税額控除ができない制度となっているために生じるもので、全額が仕入控除対象外の消費税で、いわゆる損税負担分として計上しているものでございます。

具体的な金額の内訳としては、収益的収入及び支出において、1億6,918万3,032円、資本的収入及び支出において、1,904万750円、薬品、診療材料などの棚卸資産購入において、1億8,363万7,273円などでございます。以上でございます。

12番（渡邊真弓）

3点お願いいたします。

21ページ、患者アメニティ整備の内容についてお伺いいたします。

2点目、34ページ、1款1項3目26節委託料の中の給食業務委託料の執行減の理由。関連いたしまして病院食の安定した供給に支障はないか。今後の課題があれば併せてお伺いしたいと思います。

同じく委託料のところで、院内保育運営業務委託料の利用実績と状況について、3点お伺いしたいと思います。

管理課長（阿知波晋）

御質問の1点目、「患者アメニティ整備の内容について」でございますが、既存棟2階を愛知県がん診療拠点病院の認定取得に向けて整備を行ったもので、がん診療拠点病院の指定要件に含まれる、情報提供・相談支援体制整備として「がん相談支援センター」と「患者情報ライブラリー」を併設した患者サロンルームを昨年8月に開設したものでございます。

がんに対する相談や、治療などの情報提供のほか、同じような悩みを抱える家族同士の交流の場である「さくらサロン」などを通し、がん患者や御家族などの精神面での負担を少しでも軽減することができればと考えています。

「さくらサロン」につきましては、毎月第2金曜日の午後を開催しておりますが、今年度はコロナウイルス感染症の拡大に伴い、ほとんどが中止せざるを得ない状況となっております。

なお、患者情報ライブラリーにつきましては、一般図書、医療図書の配架のほか、医療情報を収集するためのインターネットが利用できるパソコンを設置しており、入院患者だけでなく、外来の待ち時間などを有意義に過ごしていただけるよう、患者呼出しモニターも設置しております。

御質問の2点目、「給食業務委託料の執行減の理由等について」でございますが、給食業務委託は、患者への食事を提供するに当たり、調理室における調理業務をはじめ、付随する作業管理等の業務を委託しているもので、平成30年10月1日から令和4年9月30日までの長期継続契約でございます。

実績等により想定される患者数で予算設計しておりますが、昨年度は消化器内科医師の不在などにより、想定した患者数よりも少なかったため、執行額が予算額よりも少なくなったものでございます。

なお、年度末には執行額に応じて契約変更し、対応するものでございます。

今後の課題につきましては、令和元年度に患者アンケートを3回実施しており、「他の病院よりもおいしかった」という御意見をいただいている反面、長く入院された患者様からは「献立のバリエーションが少ない」などの厳しい御意見をいただいているため、アンケートの結果を精査し、定められた予算の中で、患者様に満足いただくことができる食事を提供できるよう努めてまいります。

人事管理室長（和田真貴）

御質問の3点目、「院内保育運営業務委託料の利用実績と状況について」でございますが、令和元年度の利用実績といたしまして、1年間の利用職員数は21人で、職種別では医師が4人、看護師が15人、医療技術職が1人、事務職が1人でした。利用児童数では24人で、年齢別にいたしますと0歳児が6人、1歳児が7人、2歳児が10人、3歳児が1人となっております。これらの利用者の利用状況を保育時間の区分で見ますと、述べ児童数で午前8時から午後6時までの通常保育時間帯は年3,272人、火曜日と金曜日の週2回午後3時から翌日午前10時までの夜間保育時間帯は年58人、午前7時から午前8時までの早朝保育時間帯は年11人、午後6時から午後7時までの延長保育時間帯は年479人となっております。

全体的な利用状況として、昨年度までと比較して、利用者及び利用児童数の増加傾向が見て取れますが、施設的には、まだ定員まで余裕があります。今後の需要増加に十分対応できる体制となっております。

以上でございます。

議長（田中雅章）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって認定第6号の質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（田中雅章）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議長（田中雅章）

日程第11、認定第1号「令和元年度西知多医療厚生組合一般会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第12、認定第2号「令和元年度西知多医療厚生組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第13、認定第3号「令和元年度西知多医療厚生組合ごみ処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第14、認定第4号「令和元年度西知多医療厚生組合健康増進施設事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第15、認定第5号「令和元年度西知多医療厚生組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（田中雅章）

続きまして日程第16、認定第6号「令和元年度西知多医療厚生組合病院事業会計決算認定について」、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長（田中雅章）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおりされました。

議長（田中雅章）

以上をもちまして、本日の定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しを得ましたので、第4回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議いただき、御議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（田中雅章）

ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年第4回西知多医療厚生組合議会定例会を閉会いたします。終始御協力、ありがとうございました。

（11月20日 午後1時20分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年11月20日

西知多医療厚生組合議会 議長 田中雅章

5番署名議員 富田博巳

13番署名議員 夏目豊